

# 甲州市農業委員会日程

会期	令和元年9月30日(月)			自	午後1時30分	至	午後3時00分予定
会場	甲州市役所本庁舎2階 第一会議室						
日 程							
1	会議録署名委員の指名						
2	会長報告						
3	議 案						
	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について					( 2件 )
	第2号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更に対する申請について					( 1件 )
	第3号	農地法第5条の規定による許可申請について					( 5件 )
	第4号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権貸借)					( 2件 )
	第5号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)					( 1件 )
	第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について					( 1件 )
4	その他						

## 甲州市農業委員会 会議録

1. 開催日 令和元年 9月30日(月)午後1時30分から午後2時40分  
甲州市役所本庁舎2階 第一会議室

### 1. 出席した委員

1 荻原 一雄	2 反田 治	3 雨宮 正明
4 中村 一成	5 武井 秀樹	6 小林 正元
7 丸田 米治郎	8 古屋 富男	9 田邊 久
10 雨宮 一夫	11 廣瀬 博	12 小林 一
13 小林 松好	14 大竹 敬貴	15 坂本 武敏
16 關野 利彦	17 内田 栄昭	19 大島 節子
20 根津 信彦	21 長田 元紀	22 内田 貴美雄
23 若月 榮	24 町田 英治	25 竹井 正人
26 古屋 芳明	27 矢崎 武秋	28 山本 兼吾
29 雨宮 昭一	30 雨宮 今朝澄	31 高野 耕一
32 秋山 美峰	33 前田 貞治	34 辻 高行
35 雨宮 忠仁	36 三森 清	37 佐藤 和彦
38 手塚 純一		

### 1. 欠席した委員

25番 竹井 正人

### 1. 本会議の会議録署名委員

5番 武井 秀樹      6番 小林 正元

### 1. 職務のため本委員会に出席した職員

荻原 利也、岡部 英司、島田 淳、坂本 耕一、池田 久美子、雨宮 大輔

### 1. 会議日程 別紙

事務局	<p>会議に先立ちまして挨拶をしますのでご起立を願います。  (相互に挨拶)  それでは、会長にあいさつをいただき、日程に基づいて進行をお願いいたします。</p>
会 長	(会長の挨拶)
議 長	<p>只今から甲州市農業委員会 9 月定例総会を開催いたします。只今の出席委員は、農業委員 18 名、推進委員 18 名で定足数に達しております。  本日、25 番 竹井 正人推進委員より欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>日程 1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、5 番 武井 秀樹委員、6 番 小林 正元委員をご指名いたします。</p>
議 長	<p>日程 2、会長報告をいたします。  9 月 5 日、令和元年度農業者年金加入推進特別研修会がありました。JA 会館でございます。皆様にぜひお願いしたいことがあります。農業者年金につきましては何年か前に内容が変わりまして、最近の農業者年金は若者にとっていい年金だと感じております。折を見て事務局の方で資料を用意していただいで、皆様に説明する中で若い農業者に年金加入の促進を図っていただければなと思っております。次に、9 月 9 日、第 42 回常設審議委員会が開催されました。農業共済会館でございます。9 月 11 日、令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会、場所はかいてらす甲府でございます。報告は以上となります。只今の会長報告について、何かご意見がございましたらお願いいたします。  それでは、ご意見もないようですので、以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程 3、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 件を上程し、審議を行います。議案第 1 号 1 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第 1 号 1 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは、地区担当委員さんの調査報告をお願いします。</p>
2 3 番	(議案第 1 号 1 番の調査報告をする)
議 長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。  (「なし」との声あり)  質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。  農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 1 号 1 番について許可することにご異議ございませんか。  (「異議なし」との声多数あり)  異議なしとのことですので、議案第 1 号 1 番につきましては許可することに決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 1 号 2 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明</p>

	を求めます。
事務局	(議案第1号2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
13番	(議案第1号2番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号2番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号2番については許可することに決しました。
議長	議案第2号農地法第5条の規定による許可後の計画変更に対する申請について、1件を上程し、意見を求めます。議案第2号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第2号1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
33番	(議案第2号1番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第2号1番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議長	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、5件を上程し、意見を求めます。議案第3号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第3号1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは、地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
2番	(議案第3号1番の調査報告をする)

議 長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。  （「なし」との声あり）  質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。  農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号1番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。  （「異議なし」との声多数あり）  異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第3号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、概要の説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第3号2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは、地区担当委員さんの調査報告をお願いします。</p>
2 番	<p>（議案第3号2番の調査報告をする）</p>
議 長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。  （「なし」との声あり）  質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。  農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号2番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。  （「異議なし」との声多数あり）  異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第3号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第3号3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは、地区担当委員さんの調査報告をお願いします。</p>
2 1 番	<p>（議案第3号3番の調査報告をする）</p>
議 長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。  （「なし」との声あり）  質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。  農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号3番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。  （「異議なし」との声多数あり）  異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第3号4番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>

事務局	(議案第3号4番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは、地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
33番	(議案第3号4番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号4番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議長	次に議案第3号5番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第3号5番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは、地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
33番	(議案第3号5番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号5番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議長	議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について2件を上程し、意見を求めます。事務局より説明を求めます。
事務局	(農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定2件について説明し、意見を求める)
議長	それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第4号につきましては、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり) 異議なしとの事ですので、議案第4号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。

議 長	議案第 5 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 1 件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	(農地中間管理事業を実施する公益財団法人山梨県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画 1 件について説明し、意見を求める)
議 長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。  (「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。  農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 5 号につきましては、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。  (「異議なし」との声あり)</p> <p>異議なしとの事ですので、議案第 5 号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。</p>
議 長	議案第 6 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について 1 件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	(農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案 1 件について説明し、意見を求める)
議 長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。  (「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。  農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 6 号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。  (「異議なし」との声あり)</p> <p>異議なしとの事ですので、議案第 6 号につきましては、説明のとおり承認することに決しました。</p>
議 長	日程 4 その他、事務局より報告及び事務連絡等をお願いします。
事務局	<p>昨年も 9 月の総会で決議をさせていただきましたが、『農地等の利用の最適化に向けた「農地等の利用調整活動」の推進に関する申し合わせ決議』を本年も行わせていただきます。具体的な活動内容につきましては、お手元にお配りしてあります『農地等の最適化に向けた「農地等の利用調整活動」推進に関する申し合わせ決議(案)』と書かれた資料の 2 枚目両面刷りの用紙になりますが、推進要領として内容が記載されています。強化月間につきましては、10 月から翌年 1 月までの 4 か月間を設定させていただき、推進事項としまして</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申し合わせ決議の実施</li> <li>2. 委員等や農地に関する相談の受付の周知</li> <li>3. 農地に関する相談の実施</li> <li>4. 農地の利用状況調査の実施</li> <li>5. 利用意向調査の実施</li> <li>6. 農地(経営)に関する意向調査の実施</li> <li>7. 利用調整活動の実施</li> <li>8. 利用調整活動等の記録及び報告・検討会の開催</li> </ol>

	<p>となっております。</p> <p>先日9月11日に「かいてらす」で行われました研修会資料にもこの要領と決議案が資料としてついております。当日欠席された委員の皆様には本日お配りをさせていただいております大きい封筒に入った資料になりますが、後でご確認いただければと思います。推進事項の1番に申し合わせ決議の実施とありますので、甲州市農業委員会として本日のこの場で決議をおこないますのでよろしく申し上げます。資料1枚目の申し合わせ決議（案）をご覧ください。</p> <p>読み上げさせていただきます。</p> <p>（『農地等の最適化に向けた「農地等の利用調整活動」推進に関する申し合わせ決議（案）』朗読）</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から農地等の最適化に向けた「農地等の利用調整活動」推進に関する申し合わせ決議案についての説明がありました。この申し合わせ決議案について甲州市農業委員会として承認することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」との声あり）</p> <p>異議なしとの事ですので、申し合わせ決議案につきましては、説明のとおり承認することに決しました。決議案の案の文字を消していただければと思います。</p>
議 長	<p>その他事務局からありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>—（事務局説明）—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度山梨県農業行政施策及び予算編成に対する要望事項への対応結果について（説明を付す）</li> <li>・広報誌への『遊休農地課税強化について』の掲載について（説明を付す）</li> <li>・農地パトロール用の掲示物について</li> </ul>
議 長	<p>事務局からは以上ですが、委員の皆様からご意見、質問等ありましたらお願いします。</p> <p>（「なし」との声あり）</p>
19番	<p>19番の大島です。昨日近所の農家さんがお見えになりまして、桃は先ほど会長の挨拶にもありましたように、穿孔細菌病に対して地域全体で取り組むような農協からの放送があって、そうしないとまた地域に大きな問題が生まれるというような取り組みをされているということですが、今年は特にブドウもベト病が出ていて甲州にもベトとか遅腐れとかが相当発生していて、収穫作業をしている畑は良いのですが収穫しないで畑にそのまま放置してあるような畑も相当見受けられて、その農家の方は直接その家と言えないのですが、地域でそういうようなことを来年に向かって今年ダメだったものは適正に処理をして農薬散布なりの対策の話をするというのを個人ではなくて農業委員会なり農協なりで話をするように進めてもらえないものかという話がありました。隣の畑だといくらなんでも言いづらいと</p>



事務局	<p>いう話で、今現状甲州がほとんど真っ黒に近くなって半分以上がそこに放置されているような状態だそうです。そうは言っても自分からは言えないので、地域全体では甲州だけでなく他のブドウも結構大変病気が出たりしているようなので、そんな風な話を申し入れていただければありがたいというお話がありました。</p> <p>お答えをさせていただきます。立場上、個人の所有物なので行政側からは例えば耕作放棄地とか桃の穿孔細菌病についてもそうなのですが、お願いという形で連絡をするしかありません。本人とコンタクトをとって、通知とか電話連絡だったり現地に行ったりお願いという形でしかできませんので、もしお困りで隣近所なので言えないということであれば仕方ないので、例えば県外に所有者が行っていて連絡先が分からないという形であれば行政側というのがあるのですが、隣近所で言えない場合は農業委員会事務局でコンタクトをとって何とか対応してくださいとお願いには行きます。ただ、あまり行政が出すぎてしまうと逆に地域で揉めるというかそういう恐れもあるので、状況を見ながら対応していくというのがありますので、結構言われた方も誰が言ったとかなることもありますので、行政が出るのも難しい面もありますので、その辺を事務局としても考えながら状況を見ながら対応するという形で実際の活動の時はお願いという形でしかありません。以上です。</p>
1 3 番	<p>(小林委員) 今の件についてですけど、心配されている方はごもっともだと思います。そのために地域の農協とかそういうところに生産部会とか出荷組合とかそういうような組織があります。ですから各区の区長さんをお願いをして、地域の農協で役をやっている方に今のような話を相談されれば割とスムーズに各地域に話が流れるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>すみませんありがとうございました。実際に農協に加盟されている人達は同じ目的で同じ組織の中ですから、指導とかお互いで言えることもあるのですが、先日県の方も桃の穿孔細菌病が流行っているから例えば、笛吹市の方ではあまりにもその所有者ができない場合はみんなで消毒をしまおうかということに対してどうしようかという話がこちらにきました。農協の組合員であれば話もできるわけですが、組合員でもなく農業もしていないような方は行政側からするとお願いするしかない部分がありますので、できたらそういう同じ目的の組織に入っている中で話をしてもらおうとスムーズになると思うのですが、それ以外にもしお困りのことがありましたら、個別に事務局に連絡していただければお願いには行きたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p>
4 番	<p>(中村委員) 先ほどから穿孔細菌病の話が尽きないわけですけども、この穿孔細菌病がおそらく2年3年という中で続くだろうと思います。それでですね、今も農薬の話が出ましたけども、ボルドーを3回、春先1回という指導ですが、ひとつですね細菌を抑えるための手段を考えているようですが、健康被害が出そうな感じがします。何故かという今までモモにボルドーをうったことが滅多にありません。それも集団的にうっています。それで今周期剪定等で当然石灰等が皮膚につきます。それで農協なり行政なりでその辺を注視して指導していただきたいと思います。それに関連してですが、国の方で改植事業が行われておりますが、2年3年続くとなると改植がやむを得ない状況かと思ひます。その改植事業に関して実</p>

<p>事務局長</p>	<p>スが遅い。許可されるまでが実に遅くて、本来農家は秋口に伐採して植え付けたい。それでないと春先がどうしてもひったちが悪いという状況がありますので、そのペースをぜひ行政なり農協指導側が上層部にお願いをしていただきたいと思います。以上です。</p> <p>ただいまのご意見に対しまして答弁をさせていただきます。まず健康被害のところではありますが、ボルドー液を散布するということで桃の農家さんに対応する機会が普段ないということでお困りだということかと思えます。もう一点改植に向けてのペースが遅いということですが、両方の案件について行政として市役所レベルでは特に指導等できるものではございません。今回の穿孔細菌につきましては定期的に県及び農協と協議する場を持っておりますので、たまたま明日その場がございますのでそんな話をしていきたいと思えます。また報告できる結果がございましたらご報告をさせていただきますと思えます。</p>
<p>議長</p>	<p>他に何かございますか。</p> <p>熱心なご質問ご答弁ありがとうございました。</p> <p>それでは以上で本日の日程は全て終了しました。</p> <p>会の円滑な進行にご協力いただき、お礼を申し上げます。</p> <p>これで本日の農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>(閉会の挨拶)</p> <p>(閉会 午後2時40分)</p>